

2 健やかに子どもを産み育てることのできる環境をつくる

母子保健は、生涯を通じた健康の出発点を支えるものであって、次世代を安心して産み、ゆとりをもって育てることに対する支援の基盤となるものです。

母子保健の主要な取り組みについては、関係者や関係機関、団体が一体となって推進するよう、国が10ヵ年の国民運動計画として「健やか親子21」を示しました。母子保健の水準を低下させないための努力、達成できていない課題の早期克服、今後深刻化が見込まれる新たな課題への対応などを基本的な視点として今後の方向性を示したもので、具体的には次の4つの柱に基づくものです。

(1) 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援

妊娠、出産、産褥期の健康を長期的な視野で、社会的・精神的な側面から支え、守り、妊娠や出産に関するQOLの向上を目指す

(2) 小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備

少子高齢社会で生まれた子どもが健やかに育つことができるよう、小児保健や医療の水準を維持向上させるための環境整備を行うとともに、地域における母子保健サービスの水準低下を予防する体制を確保する

(3) 子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減

母子保健での心の健康の大きな問題は、両親の育児不安やストレスと子どもの心の関係、児童虐待に代表される親子関係、の2つであり、このような問題への対応として、妊娠、出産、子育てに関する母親の不安を軽減し、子育てを楽しむことができるよう、子どもの豊かな心の成長を育むための取り組みを行う

(4) 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進

思春期の人工妊娠中絶・性感染症・薬物乱用等の増加の問題や、心身症・不登校・引きこもり等の心の問題が深刻化していることに対応する

本市における「健やか親子21」への取り組みの方向性

国の示す「健やか親子21」において行政が緊急に取り組むべき課題のほかに市独自の施策として、「第1子に対する支援の重要性を踏まえた母子保健事業の推進」「子ども発達センターを中心とする療育事業等の推進」に関する内容を加えたものを本市における取り組みとします

(1) 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援

妊娠中の支援

(現状と課題の整理)

妊娠中の健康管理・出産準備等についての情報は、啓発冊子を母子健康手帳交付時に配付するほか、マタニティ学級においても情報提供を行っています。就労妊婦については、電話相談や母子健康手帳交付時に相談を受けるなどの支援をしています。

一方、父親の育児参加を促進するため、父子健康手帳の交付、マタニティ学級への父親の参加を促進しています。マタニティ学級は平日に開催していますが、仕事をしている母親や父親が参加しやすいように、両親学級を定期的に日曜日に開催しています。

また、マタニティ学級においては、管理栄養士による妊娠中、授乳期、離乳期の食に関する講話を行うとともに、個々人の食事診断の実施や、マタニティクッキング実習により、食育の強化に努めています。

(今後の方向性)

少子化に伴う育児上の問題や働く妊産婦の健康上の問題を軽減するため、妊娠中からお互いに交流する機会を作り、情報交換を促進します。父親の育児参加を促進するために、母親の妊娠中から関わりをもって参加できるような環境づくりを進めます。

プランの目標

- ・マタニティ学級の受講率を高めるために日曜日開催について検討します

(マタニティ学級の受講率)

現状 32.6% (15年度) 50% (21年度)

- ・インターネットやEメールによる妊娠・出産・育児の情報提供を検討します
- ・母子健康手帳交付時に妊娠・出産・育児の相談を受けられることを周知します
- ・父親の育児参加を促進するために、母親の妊娠中から関わりをもって参加できるような環境づくりを進めます



周産期医療

(現状と課題の整理)

本市の周産期医療については、主に高次の産科医療施設である佐世保市立総合病院及び佐世保共済病院の2病院にて対応しています。

周産期医療システムの推進を図るため、同2病院の地域周産期母子医療センターの認定並びに一般の産科医療施設や高度の産科医療施設など一層の連携を図る必要があります。

(今後の方向性)

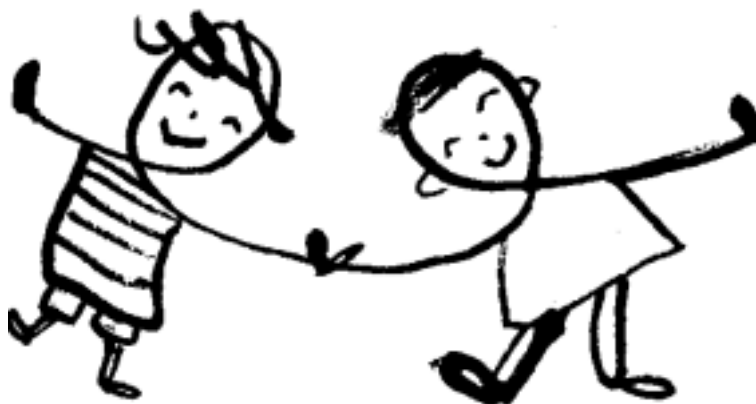
周産期医療体制については、長崎県保健医療計画等に基づき整備・推進していくこととなっており、本市においては、今後、地域の中心となる「地域周産期母子医療センター」の認定を目指すこととなります。なお、本市における支援体制については、県の動向を踏まえて検討を行います。周産期医療と小児救急医療、母子保健がより一層連携を図ることにより、ハイリスク児のフォローアップ体制の充実を図ります。

プランの目標

- ・周産期医療体制の中心となる総合周産期母子医療センターの設置を踏まえ、地域の中心となる「地域周産期母子医療センター」の認定を目指します

現状 0か所 (平成15年度) 目標 2か所 (平成21年度)

- ・周産期医療、小児救急医療、母子保健との連携による妊娠、出産、子育て支援体制づくりを推進します



不妊への支援

(現状と課題の整理)

本市においては、不妊に関する不安や精神的圧迫などに関する相談に対して、その心のケアができるよう努めているほか、不妊治療の情報提供や医療機関への紹介も行っています。

今後不妊についての相談は増加が予想されることから、これに適切に対応するため、職員の資質の向上が求められています。

(今後の方向性)

不妊に関する精神的な悩みや不妊治療に関する相談など、相談支援を行っていくとともに、不妊による不安や精神的圧迫に対する心のケアを行える体制整備を検討します。

また、相談に対する職員の資質の向上を図り、対応を充実させるために、引き続き、不妊に関する相談セミナー研修への保健師・助産師の参加を行っていきます。

プランの目標

- ・不妊に関する精神的な悩みや不妊に関する相談支援体制の整備を検討します
- ・不妊による不安や精神的な圧迫に対して心のケアが行える体制整備を検討します
- ・不妊に関する相談セミナー研修への保健師・助産師の参加を行っていきます

(不妊に関する相談セミナー)

現状 1回 (15年度) 1回 (21年度)



(2) 小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備

乳幼児健康診査体制の充実

(現状と課題の整理)

各健康診査において、問題の早期発見を行い、2次健康診査機関等へ継げることで、精度の高い母子健康管理を行っています。また、あわせて保護者が育児の主体者として自信を持って子育てができるように支援を行っています。

また、特に未受診児については、あらゆる方法で把握に努めていますが、保護者等と地域とのかかわりが少なく、把握できないケースもあります。

なお、3歳児健診については、他の健診に比べ受診率が低いことから、健診の必要性の啓発に努めるとともに、保育所や幼稚園といった関係機関との連携をはかり、受診率の向上に努める必要があります。

(今後の方向性)

健康診査については、高い受診率を維持できるよう努めるとともに精密検査の受診の徹底を図ります。また、健診の未受診児の把握に努め、その中で支援が必要なケースについては、保健相談や指導、適切な育児支援を行います。さらに、子ども発達センターや他の医療機関、保育所などとの連携等により、課題を抱える個々のケースについての支援強化に努めます。

また、4か月児健診時に、親子の関係性を知り心理面でのサポートをするための「子育てアンケート」を、平成16年度から実施します。

なお、3歳児健診については、健診の必要性の啓発に努め、受診率の向上に努めます。

プランの目標

- ・健康診査の高い受診率を維持し、精密検査の受診の徹底を図るとともに、未受診児の把握に努めその中で支援が必要なケースについては、保健相談や指導・適切な育児支援を行います

(3歳児健診の受診率)

現状 86.5% (15年度) 90% (21年度)

- ・関係機関等との連携による個々のケースへの支援強化に努めます

健康診査フォローアップ体制～育児相談会・親子教室～

(現状と課題の整理)

子どもへの継続的な支援が必要なときは、発達健診で経過を診ていくこととしています。育児支援が必要な親子については、4か月児健診後に育児相談会を行い、1歳6か月児健診後に親子教室を開催しています。いずれの場合にも参加がなかった親子については、電話や家庭訪問で状況を把握し、親の育児不安に対応しています。

また、地域の子育てサークルや地域子育て支援センター、保育所、幼稚園などとの連携による健康診査のフォローアップ体制の拡充に努めています。

(今後の方向性)

親子の状況により親子教室への継続参加や子ども発達センターへの受診など、今後も健康診査のフォローアップ体制を維持向上させるとともに、地域の子育てサークルや地域子育て支援センター、保育所、幼稚園との連携を一層進めることにより、健康診査のフォローアップ体制の強化を図ります。

プランの目標

・健康診査のフォローアップ体制について、より効果的な方法についての検討実施に努めます

(育児相談会の開催)

現状 24回 (15年度) 24回 (21年度)

(親子教室の開催)

現状 48回 (15年度) 48回 (21年度)

家族計画指導

(現状と課題の整理)

本市では、母子健康手帳交付時や相談、健診において、必要性のある方に家族計画指導を実施しているほか、医師や保健師が学校に出向いて、性感染症予防を含めた母体保護の大切さや正しい避妊方法等についての健康教育及び意識啓発を実施しています。望まない妊娠による人工妊娠中絶での心身への影響を避けるため、今後、産婦人科医と連携を図りながら、家族計画指導の充実を進める必要があります。

(今後の方向性)

人工妊娠中絶の減少のため、最も効果的と思われる乳幼児健診の機会をとらえ、家族計画指導の拡充や意識啓発に努めます。また、産婦人科医院等での家族計画指導の啓発に利用してもらうために、人工妊娠中絶に関する情報提供や情報交換を行っていきます。

プランの目標

・望まない妊娠や性感染症を防ぐための啓発を行います

(15～49歳の人工妊娠中絶実施率)

現状 31.0% (13年度) 全国平均 (21年度)

参考 15年度全国平均 11.2%

訪問指導事業

妊産婦・新生児・家族計画訪問指導
慢性疾患等による長期療養児への訪問指導

未熟児訪問指導
乳幼児訪問指導

（現状と課題の整理）

新生児への訪問依頼は、家庭内のプライバシーに立ち入ってほしくないという考えの家庭が増えているためか、少ない状況です。出生連絡票や養育医療費の受給、医療機関からの連絡等で把握した未熟児に対しては、保健師、助産師が訪問指導を行っています。乳幼児については、訪問依頼や乳幼児健診の結果、必要に応じて訪問を行っています。核家族化などに伴う育児不安や悩み、親の孤立化などは児童虐待などの発生につながる恐れがあるので、母親の育児サポートとして、訪問活動に取り組んでいます。しかし、なかには家庭訪問をしても把握できないケースがあるので、関係機関と連携し支援しています。長期療養児については必要に応じて訪問しているほか、希望により、毎年講演会を開催しています。

（今後の方向性）

訪問事業を周知徹底し、育児不安や家庭機能の脆弱なケースへの関わりを充実するとともに、医療機関との連携を密にし、育児不安等を抱える妊産婦や乳児等に早期に関われるよう努めます。また、医療・教育・福祉との情報交換会や検討会による連携強化を図り、長期療養児に対しては、対応職員の質の向上を図ります。

プランの目標

- ・訪問事業の周知を図るとともに、訪問事業の充実を図ります

（出生連絡票の返送率）

現状 27.9%（15年度） 目標 50%（21年度）

- ・医療、教育、福祉との情報交換会や検討会を行いながら連携強化を行います
- ・長期療養児に対応する職員の研修を重ねることにより質の向上を図ります



歯科保健

(現状と課題の整理)

本市の歯科保健については佐世保市歯科保健基本計画及び第2次実施計画に基づき推進しています。

乳幼児の歯科保健としては、10か月児を対象とした虫歯予防の相談会を本市独自で行っています。また、1才6か月・3才児健康診査において、歯科医師による診査と歯科衛生士による虫歯予防の指導を行うとともに、フッ素洗口を希望する人などに対し、市内薬局で購入ができるよう、フッ化物洗口剤処方指示書を発行しています。

なお、1才6か月児歯科健診後には、平成14年度からカリエスハイリスク(うしょくになりやすい)児に対してのフォロー事業(2歳児でのハガキによる歯科受診勧奨)を行っています。

さらに、保育園や幼稚園など集団での、虫歯予防の取り組みを進めるために、平成10・13・15年度において保育士や幼稚園教諭を対象とした健康教育を行っています。

(今後の方向性)

佐世保市歯科保健基本計画及び第2次実施計画に基づき、積極的な歯科保健の推進に努めます。10か月児歯科相談は、積極的に呼びかけを行うことで早い時期からの歯科保健の意識啓発を行います。虫歯予防では、フッ化物の啓発・応用を推進します。また、虫歯予防に加えて、離乳の進行・摂食機能・栄養方法など生活習慣に関わることについて口腔保健を総合的に進めます。健診時における歯科保健指導のほかに、市内の歯科医院で予防処置ができるフッ素塗布実施歯科医療機関の紹介をはじめ、乳幼児からかかりつけ歯科を持てるよう進めます。

プランの目標

- ・10か月児歯科相談を契機とした歯科保健に関する意識啓発を進めます
- ・離乳のすすめ方・摂食機能・栄養方法など口腔保健を総合的に進めます
- ・虫歯予防でのフッ化物の啓発・応用を推進します
- ・予防処置(フッ素塗布など)をはじめとしたかかりつけ歯科医院の定着を進めます
- ・保育所や幼稚園など、集団における虫歯予防の啓発に努めます

(保育所・幼稚園でのフッ素洗口実施率)

現状 27% (15年度) 目標 58% (21年度)

小児救急医療

(現状と課題の整理)

小児救急医療は、診療所を中心とする小児初期救急医療機関（入院を要しない軽症救急患者）と小児2次救急医療機関（入院を要する重症救急患者）が連携し、対応を図っています。小児初期救急医療は、休日のみ佐世保市立休日急病診療所（10時～18時）等において対応しています。小児2次救急医療は、年間365日、佐世保市立総合病院及び佐世保共済病院の2病院において対応しています。小児救急医療体制の推進については、今後とも小児初期及び2次救急医療機関における連携・役割等を検討する必要があります。

(今後の方向性)

小児救急医療体制の推進については、「佐世保地域保健医療計画」に基づき、佐世保市地域保健医療対策協議会などとの連携を図りながら検討していきます。

プランの目標

- ・佐世保地域保健医療計画の理念に基づき、佐世保市地域保健医療対策協議会などとの連携による小児救急医療体制づくりを検討します

事故予防・SIDS予防

(考え方の整理)

乳幼児の不慮の事故による死亡数は1～4歳児の死亡主因の第1位を占めていることから、事故予防の認識を深めるため、事故予防のパンフレットやビデオの配布を行っています。

また、SIDS（乳幼児突然死症候群）については、現在子育て中の家庭にはある程度理解されてきていると思われます。しかし一方では、親や家族の喫煙など、SIDSの要因の周知ができていないかは疑問視もされています。

(今後の方向性)

事故予防やSIDS予防については、今後も継続して周知、啓発を行います。

プランの目標

- ・乳幼児の事故やSIDS予防について啓発及び周知徹底を行います

子ども発達センターと地域における障害児支援

ア 子ども発達センターの全般について

(現状と課題の整理)

平成10年に開設した佐世保市子ども発達センターは、「診療・療育部門」において、心身の発達に遅れや障害のある子どもたちに、専門の医師や保健師、セラピスト、保育士などが療育相談や診療、機能訓練を行っているほか、保育所や幼稚園、学校等へ子ども発達センターのスタッフを派遣し、訪問療育・相談などを行っています。また、医師やセラピストの指導のもと、保育士を中心に障害児通園事業も行っています。「親子交流部門」では、発達障害の有無に関わらず、子育てに不安を持つ親への支援や親子の交流を目的として、巡回子育て支援「シーユー」の実施や「わいわい広場」の提供、地域子育て支援センター事業を実施しています。通園療育・親子交流についての地域ニーズは、一部を除きほぼ充足できています。しかし、重度児や複数障害児の家庭におけるレスパイトのニーズが高いものの預かりサービスの機能がなく、市内施設の受入れ能力にも質的・量的限界があります。

レスパイト：精神的な圧迫などに対する一時的な休息
セラピスト：作業療法士・理学療法士・言語聴覚士

(今後の方向性)

子ども発達センターを地域における療育と子育て支援活動の拠点施設として位置付け、同センターを中心とした関係機関との連携体制の強化、事業の拡充に努めます。また、市保健所と知的障害児通園施設すぎのこ園との機能連携を推進します。また、地域療育等支援事業を実施する中で、保育所・幼稚園・学校などにおける障害児との交流を目的とした保育・教育を支援するとともに、地域子育て支援センター事業を活用して、虐待グレーゾーンなど育児機能の脆弱な家庭に対する相談支援や関係機関との連携強化に努めます。また、重度児家庭などのレスパイト機能導入について検討します。

プランの目標

- ・関係機関との連携強化に努めます

(関係機関とのネットワーク会議)

現状 6回 (15年度)

目標 6回 (21年度)



イ 子ども発達センター「診療・療育部門」

（現状と課題の整理）

診療・療育部門の利用者数は年々増加しており、開設前予想の約3倍となっています。利用者のうち約25%が県北を中心とした市外からの利用者となっており、県北地域の療育の拠点施設となっています。利用者は、0～18歳までの多様な障害タイプの子どもと保護者であり、セラピストによる療育あるいは障害児通園事業、医師・保健師の診察・相談を利用しています。また、利用者的大幅な増加に対応するため、人員体制を強化し、申し込みから受診までの期間を2～8週間内にとどめるよう努めています。

（今後の方向性）

今後、長崎県福祉保健総合計画において各市町村での障害児通園・デイサービス事業の拡充が図られることとなっているため、子ども発達センターの利用者数は微増傾向となり、受入れ体制についても落ち着きを取り戻すものと見込まれます。今後は、子ども発達センターの事業拡充のため、その体制向上に努めます。

プランの目標

- ・ 0歳から18歳までの多様な障害タイプの障害児への支援を推進します
（特殊教育対象者のうち発達センター利用者の占める割合）
現状 89%（15年度） 目標 91%（21年度）

ウ 子ども発達センターにおける「地域療育等支援事業」

（現状と課題の整理）

地域療育等支援事業は、子ども発達センターの専門職が、障害児が通園・通学する保育所や幼稚園、学校等の関係機関や在宅を訪問して療育指導や研修など行ったり、センターでの指導を行うもので、知的障害児通園施設すぎのこ園からの受託事業として行っています。さらに、平成13年度からは、専任のコーディネーターを配置し、地域全体のレベルアップに努めています。

（今後の方向性）

県内外の保健所や療育機関とのネットワーク化を図り、地域における療育支援体制の整備に努めます。学校など施設等の職員が障害児に対する理解を深める意識啓発を目的とした研修事業の拡充を図り、また、幼稚園や保育所など障害児を受け入れている施設への支援充実を図ります。

プランの目標

- ・ 地域における療育支援体制の整備に努めます
- ・ 幼稚園や保育所など障害児を受け入れている施設への支援充実を図ります

エ 子ども発達センターにおける「障害児通園（デイサービス）事業」

（現状と課題の整理）

障害児通園（デイサービス）事業「にこにこルーム」は、心身の発達に遅れや障害のある子どもが保護者と同伴のもと通園する事業です。医師やセラピストの指導のもと、保育士が中心となり小集団において遊びを中心とした保育を、週1～2回（半日単位）実施しています。

（今後の方向性）

障害児通園（デイサービス）事業については、一層の質の向上に努めます。

プランの目標

- ・障害児通園（デイサービス）事業については、一層の質の向上に努めます
（登録者の年間利用予定者数に対する延べ利用者数の割合）
現状 45%（15年度） 目標 60%（21年度）

オ 子ども発達センター「親子交流部門」

（現状と課題の整理）

従来の「わいわい広場」や巡回子育て支援「シーユー」の実施に加え、さらに地域の子育て支援としての機能を強化していくために、平成13年度から育児相談や育児グループの支援、情報発信などを行う「地域子育て支援センター事業」を開始しています。また、「わいわい広場」においては相談スタッフが常駐しているほか、子育て支援サークルや育児サポーター、その他ボランティアなどが独自に絵本の読み聞かせや遊びの会など、市民による自主的な活動なども行われています。

（今後の方向性）

保育所や幼稚園が行う在宅児支援のサポートを行うほか、保健福祉部や教育委員会など行政内部における育児相談事業との連携強化に努めます。また、虐待グレーゾーンなど育児機能の脆弱な家庭に対する相談支援や関係機関との連携強化に努めます。

プランの目標

- ・親子交流部門利用者数の増加を目指します
（市内の6歳以下の子どもとその親の数に対する、親子交流部門年間利用者数）
現状 78%（15年度） 目標 81%（21年度）

カ 保育所・幼稚園における障害児支援事業

（現状と課題の整理）

公立保育所、幼稚園においては官民の役割分担を踏まえ地域における保育・幼児教育の機能拡充を図っていく必要があります。現在、公立保育所10園のうち4園は民間法人に運営委託し、残る3園を子育て支援センターとして機能充実しています。また公立幼稚園8園のうち3園を廃止し、幼児教育センター（市立白南風幼稚園）を整備しました。これらの地域拠点施設では、私立保育園・幼稚園での受入れが困難な障害児への支援を目的とした通園や交流事業を積極的に実施しています。

また、現在、障害児を受け入れている私立保育園や幼稚園については、子ども発達センターの地域療育支援事業による技術的な支援を行うことが必要です。さらに、障害児支援事業の実施にあたっては、子ども発達センターや知的障害児通園施設すぎのこ園との連携が不可欠であるため、それぞれの機能や役割を整理していく必要があります。

（今後の方向性）

拠点となる子育て支援センター（公立保育所）の機能の1つとして、心身の発達を促す小集団保育や育児相談を推進します。幼児教育センターでは、在宅の障害児家庭に対する相談機能の充実や自由利用スペースの利用を検討します。

また、私立保育園や幼稚園については子ども発達センターの地域療育支援事業による技術的支援を進めます。さらに、子ども発達センターと知的障害児通園施設すぎのこ園との連携を強化し、障害児家庭の子育て支援の推進に努めます。

プランの目標

- ・ 障害児家庭の育児支援のため、保育所における障害児保育を継続維持します

（対象児童数等）

目標 延べ324人、24,343千円（15年度） 目標 現状を確保（21年度）

- ・ 在宅の障害児支援は、幼児教育センターにおいて、一般公開の新規事業の立ち上げを検討します

㊦ 知的障害児通園施設すぎのこ園における障害児支援事業

(現状と課題の整理)

知的障害児通園施設すぎのこ園は、知的障害を持つ概ね2歳からの子どもの集団保育を目的としていますが、現状は、知的障害だけでなく肢体不自由など重複する障害をもつ児童も半数程度入所しています。

(今後の方向性)

知的障害児通園施設すぎのこ園は、子ども発達センターとの連携強化を図ります。また、重症心身障害児に対する施設支援のニーズが高いことから、子ども発達センターとの施設統合を含めた障害児家庭への包括的なサービス提供の体制について研究します。

また、障害(児)者の自立支援法への移行も検討されており、施設運営費制度の大幅な変更も予想されることから、将来計画は国の動向を踏まえながら検討する必要があります。

プランの目標

- ・目標年度までに、ふれあいセンター、知的障害児及び重症心身障害児通園施設の整備計画の方針をまとめます



(3) 子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減

子どもとその家族を支えるために～カウンセリング～

(現状と課題の整理)

子どもの発達への理解と地域の中で支えあう「場」と「人」づくりを目的にカウンセリング講座を開催し、子育て関係者や支援者のカウンセリング技術の習得とレベルアップを図っています。講座には、医療従事者や教育関係者、保育士、民生委員・児童委員、主任児童委員、主婦が参加し、家庭、学校、職場において、子どもとその家族を支えるために地域の中でのネットワーク化を目指しています。

(今後の方向性)

身近な地域の中で心の悩みを気軽に話せる人材の育成が必要であり、カウンセリング基礎講座開催などの継続が必要です。子育てに関わる関係者の研修を行い、悩みを抱える家庭への支援を行うグループリーダーの育成についても継続して行います。

プランの目標

- ・悩みを抱える家庭への支援などを行うグループリーダーの育成を推進します

(カウンセリング基礎講座)

現状 年1回 (4回シリーズ)(15年度)

目標 年1回 (4回シリーズ)(21年度)

(フォローアップ研修)

現状 年2回 (15年度) 目標 年2回 (21年度)

子育て支援～子育てサークル支援・子育てサポーター養成支援～

(現状と課題の整理)

市内には35の子育てや子育て支援のサークルがあり、子育てサークル間の交流や情報交換を目的として「子育てサークルネットワークさせぼ」を創設しました。ネットワークではイベント等による交流などを行うほか、子育てサークル紹介冊子を作成配付しています。

子育てサポーターについては養成講座を開催し、行政の行う育児相談会などの子育て支援事業への援助や、子育てサークルの少ない地区でのサークル立ち上げなどを行っています。

(今後の方向性)

「子育てサークルネットワークさせぼ」については、必要な情報の提供や支援を行うため、各サークルの持つ悩みや情報等を把握し、情報誌の発行、サークルリーダーの育成支援の強化を図ります。また、子育て支援センター等と情報交換を行い、市全体の子育て支援のあり方等について検討を行います。

また、子育てサポーターについては、受講修了者で活動を行っている人に対し、「障害児の理解」等の研修を行うことでスキルアップを図り、健常児・障害児を問わず市内の親子の交流支援ができるよう、子育てサポート体制を強化します。

なお、サポーター養成講座については今後も継続して実施し、人材の発掘に努めます。

プランの目標

・「子育てサークルネットワークさせぼ」を中心とした子育てサークルへの支援を推進します

・子育てサポーターの養成支援により、地域での子育てサポート体制を強化します

(子育てサポーター養成講座の開催)

現状 年1回・7回コース(15年度)

目標 年1回・7回コース(21年度)



児童虐待への対応

(現状と課題の整理)

今や大きな社会問題にまで発展している児童虐待は、本市においても取り組むべき重要課題となっています。児童虐待は、核家族化や地域住民との交流の減少による親の孤立化や育児力の低下などが原因となっており、児童相談所に寄せられる件数も年々増加の傾向にあります。最近の傾向としては、ネグレクト(保護の怠慢・拒否)が増加傾向にあるなど、虐待傾向にも変化が生じています。

本市では、すべての児童虐待への対応・防止を目的に、教育分野で行っていた「佐世保市相談機関連絡協議会」を包含する形で、平成13年度に関係機関とのネットワーク「佐世保市子ども安心ネットワーク」を構築し、定期的に委員会・事例検討会を実施しています。また、児童虐待の早期発見のために関係機関や地域住民を対象とした講演会を開催し啓発に努めています。

さらに、虐待を受けた児童の心のケアを深めるため、児童養護施設の職員や地域住民を対象として、心理職をアドバイザーとした学習会を実施しています。

(今後の方向性)

児童虐待防止については、母子健康手帳交付時や新生児・未熟児訪問、各種健康診査など周産期からの母子保健事業を通じて、虐待グレーゾーンなどの早期発見に努め、適切な支援を推進します。また、市民に対しては、意識啓発を進めます。

さらに、「子ども安心ネットワーク」に、虐待のみならず、すべての子どもと親の問題について、予防や相談からその具体的な対応まで包括的にサポートするために、児童相談所や学校・警察等の関係機関で組織される「要保護児童地域対策協議会」としての役割を持たせることも検討していきます。また、児童虐待に対応する本市の担当職員や地域の関係者への研修を実施し、その資質向上を図り、虐待を受けた児童および親に対する心のケアの充実に努めます。

プランの目標

- ・周産期からの母子保健事業を通じて、虐待グレーゾーンなどの早期発見に努め、適切な支援を推進します
- ・児童虐待防止について市民への意識啓発に努めます
(「子どもの相談窓口早見表」の関係機関への配布)

現状 1,000部 (15年度) 目標 1,000部 (21年度)

- ・児童虐待に対応する市の担当職員や地域の関係者への研修を実施し、資質の向上に努めます
- ・地域への虐待に関する啓発活動の推進及び心のケアの充実に努めます

(4) 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進

思春期の健康と性の問題

(現状と課題の整理)

思春期における保健対策は、従来、学校保健が中心となり実施されてきました。しかし近年、思春期の問題がクローズアップされるにつれ、保健所や医療機関などといった、地域保健との連携が不可欠となってきました。そこでより効果的な思春期対策を実施するために、子どもたちの実態を把握する必要があると考え、平成13年度に保健所、学校、医療機関の関係者による「思春期の子ども検討会」を設置し、思春期の子ども、保護者、地域住民などを対象として、生活習慣や心、性、喫煙、飲酒、薬物使用に関するアンケート調査を実施しました。その結果、本市においても全国と変わらず性に関する問題意識が低いこと、また、10代の人工妊娠中絶実施率が増加していることを踏まえ、思春期の子どもの性の問題を第一にとらえ取り組んでいくこととしました。

(今後の方向性)

平成15年度に「思春期の性教育推進委員会」を立ち上げ、教育分野との連携のもと「中学生生活意識調査」を実施しました。今後、このアンケート調査結果を基に、思春期の子どもへの対策を検討していきます。

性教育については、教育現場との連携を密にし、性教育を実施していくような取り組みをすすめていきます。また保護者に対しても子どもの性教育に理解を持って家庭でも実施できるような基盤づくりに努めます。

また、これらを実施していくことで、学校保健と地域保健の連携強化に努めます。

プランの目標

- ・「性教育推進委員会」を核とし、思春期の子ども達が、性を大切なものととらえ、自分や他人を思いやることができるような、性教育を実施できるよう努めます
- ・望まない妊娠や性感染症を防ぐための啓発を行います

(10代の人工妊娠中絶実施率)

現状 31.2% (13年度)

全国平均 (21年度)

参考 15年度全国平均 11.9%

思春期の心の問題 ～不登校児対策を中心に～

(現状と課題の整理)

不登校での相談があったケースに関しては、保健師が学校や児童相談所と連携を図ったり、臨床心理士のアドバイスを得ながら、個々のケースに対応しています。

また、思春期における心の問題への支援のため、学校適応指導教室「あすなる教室」の設置、スクール・カウンセラーの配置、「心の教室相談員」配置により、児童生徒の心のケアにあたっています。医療面では、佐世保市立総合病院において児童精神外来を開設し、不登校などに悩む子どもの診療が行われています。

(今後の方向性)

すべての子どもと親を包括的にサポートする「子ども安心ネットワーク」を通じ、支援体制を拡充します。

また、スクール・カウンセラーの配置拡大など、学校における相談体制の充実に努めるとともに、教職員に対しての研修の充実に努めます。

プランの目標

- ・今後の思春期の子どもへの対策については、学校保健と地域保健との連携強化を図り、検討を進めます
- ・「子ども安心ネットワーク」の委員会・検討会の充実に図り、各関係機関との連携強化に努めます

